

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6.6.15	住居表示変更	変更前	郵便局	473010	ふじと台郵便局	-	和歌山県和歌山市中573-19	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	473010	ふじと台郵便局	-	和歌山県和歌山市ふじと台6	-	○	○	○	○	○	-	
R6.7.1	契約解除	変更前	営業所	048050	国府簡易郵便局	○	群馬県高崎市引間町225	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.7.1	業務変更	変更前	郵便局	527160	八上簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市河原町曳田179-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	527160	八上簡易郵便局	○	鳥取県鳥取市河原町曳田179-1	○	○	○	×	○	○	-	
R6.7.1	住居表示変更	変更前	営業所	718260	護藤簡易郵便局	○	熊本県熊本市南区護藤町948	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	718260	護藤簡易郵便局	○	熊本県熊本市南区護藤町948-5	-	○	○	×	○	○	-	
R6.7.1	住居表示変更	変更前	営業所	718950	西原南簡易郵便局	○	熊本県阿蘇郡西原村河原859	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	718950	西原南簡易郵便局	○	熊本県阿蘇郡西原村河原859-1	○	○	○	×	○	○	-	
R6.7.1	住居表示変更	変更前	営業所	718980	東郷簡易郵便局	○	熊本県玉名郡和水町焼米359	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	718980	東郷簡易郵便局	○	熊本県玉名郡和水町焼米359-4	○	○	○	×	○	○	-	
R6.7.1	住居表示変更	変更前	営業所	786120	小山田簡易郵便局	○	鹿児島県始良市加治木町小山田451	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	786120	小山田簡易郵便局	○	鹿児島県始良市加治木町小山田451-2	-	○	○	×	○	○	-	
R6.7.8	移転	変更前	郵便局	053940	松戸仲井郵便局	-	千葉県松戸市仲井町3-112-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	053940	松戸仲井郵便局	-	千葉県松戸市松戸新田488-18	-	○	○	○	○	○	-	
R6.7.8	移転	変更前	郵便局	442110	山城多賀郵便局	-	京都府綴喜郡井手町多賀東北組27	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	442110	山城多賀郵便局	-	京都府綴喜郡井手町大字多賀小字二ノ坪52-1	-	○	○	○	○	○	-	
R6.7.8	移転・改称	変更前	郵便局	515330	広島昭和郵便局	-	広島県広島市中区昭和町8-40	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	515330	広島鶴見郵便局	-	広島県広島市中区鶴見町11-9	-	○	○	○	○	○	-	
R6.7.13	住居表示変更	変更前	郵便局	233860	焼津石津浜郵便局	-	静岡県焼津市石津1275	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	233860	焼津石津浜郵便局	-	静岡県焼津市石津4-12-22	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R6.7.16	移転・改称	変更前	郵便局	050500	勝山郵便局	-	千葉県安房郡鋸南町勝山426	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	050500	安房勝山駅郵便局	-	千葉県安房郡鋸南町竜島835-3	○	○	○	○	○	○	-	
R6.7.16	移転・改称	変更前	郵便局	331860	福井毛矢郵便局	-	福井県福井市毛矢2-8-20	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	331860	福井橋南郵便局	-	福井県福井市西木田2-2-5	-	○	○	○	○	○	-	
R6.7.16	移転	変更前	郵便局	410580	西成花園郵便局	-	大阪府大阪市西成区花園北2-13-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	410580	西成花園郵便局	-	大阪府大阪市西成区萩之茶屋3-5-27	-	○	○	○	○	○	-	
R6.7.22	移転	変更前	郵便局	410550	大阪南安治川郵便局	-	大阪府大阪市西区安治川1-2-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	410550	大阪南安治川郵便局	-	大阪府大阪市西区九条3-13-5	-	○	○	○	○	○	-	
R6.7.24	契約解除	変更前	営業所	557290	船路簡易郵便局	○	山口県山口市徳地船路687	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R6.7.29	移転	変更前	営業所	410610	大阪中央郵便局	-	大阪府大阪市北区梅田1-3-1	-	○	×	○	×	○	ゆうちょ銀行	
		変更後	営業所	410610	大阪中央郵便局	-	大阪府大阪市北区梅田3-2-2	-	○	×	○	×	○	ゆうちょ銀行	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。